【わかまり符				17410年度
対象	特例対象資産	取得時期	特例割合 適用期間	根拠法令
固定 (家屋・償 却)	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は 事業所内保育事業(利用定員が5名以下)	H29.4.1 以降	2分の1 制限なし	地税法 349 の 3 ②329
固定 (償却)	水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設	R6.4.1 から R8.3.31 まで	2分の1 制限なし	地税法附 15②一
固定 (償却)	下水道除害施設	R6.4.1 から R8.3.31 まで	5 分の4 制限なし	地税法附 15②五
固定 (償却)	特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備(1,000kw 未満) 風力発電設備(20kw 以上) 地熱発電設備(1,000kw 未満) バイオマス発電設備(10,000kw 以上 20,000kw 未満)	R6.4.1 から R8.3.31 まで	3分の2 3年間	地税法附 15億一
固定 (償却)	特定再生可能エネルギー発電設備 バイオマス発電設備 (10,000kw 以上 20,000kw 未満) ※一般木質バイオマス・ 農産物残さ区分	R6.4.1 から R8.3.31 日まで	7分の6 3年間	地税法附 15⁄30二
固定 (償却)	特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備(1,000kw 以上) 風力発電設備(20kw 未満) 水力発電設備(5,000kw 以上)	R6.4.1 から R8.3.31 まで	4分の3 3年間	地税法附 15⁄30三
固定 (償却)	特定再生可能エネルギー発電設備 水力発電設備(5,000kw 未満) 地熱発電設備(1,000kw 以上) バイオマス発電設備(10,000kw 未満)	R6.4.1 から R8.3.31 まで	2分の1 3年間	地税法附 15億四
固定 都計 (土地)	緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑 地の用に供する土地	H29.4.1 から R7.3.31 まで	3分の2 3年間	地税法附 15፡፡፡
固定 都計 (土地・家 屋・償却)	一体型ウォーカブル事業によりオープンスペース化した土地とその上に設置された償却資産、低層部階をオープン化した家屋	R6.4.1 から R8.3.31 まで	2分の1 5年間	地税法附 1538
固定 (償却)	特定都市河川浸水被害対策法及び下水道 法に規定する認定事業者が認定計画に基 づき設置した雨水貯留浸透施設	R6.4.1 から R9.3.31 まで	3分の1 制限なし	地税法附 1540
固定(家屋)	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	H27.4.1 から R7.3.31 まで	3分の2又 は ※6分の5 5年間	地税法附 15 の 8 ②
固定 (家屋)	長寿命化に資する大規模修繕工事を行っ たマンション	R5.4.1 から R7.3.31 まで	3分の1 1年間	地税法附 15 の 9 の 3 一

[※]中心市街地の活性化に関する法律第9条第10項の規定により認定を受けた区域内に新築した場合